

**独立行政法人農畜産業振興機構の  
中期目標を達成するための計画  
(中期計画)**

制定認可：令和5年3月27日農林水産省指令4畜産第2549号

## 独立行政法人農畜産業振興機構中期計画

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象として、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、自然災害や家畜疾病等に係る緊急対策、情報収集提供業務等の的確な実施を通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するという重要な使命を担っている。

機構の業務については、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）等の国の重要な方針に、その実施が位置付けられてきた。

基本計画決定以降では、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴う飼料価格の高騰等が我が国の食料や農畜産業の現場に甚大な影響を及ぼしており、機構の業務の重要性は一層増している。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）では、高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続的な発展に向けた競争力の強化や農業者の所得向上を実現するため、農業分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することとされている。

こうした中、機構は、これらの使命を果たすため、第5期中期目標期間においても引き続き、国との連携強化を図りつつ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）や独立行政法人農畜産業振興機構中期目標（令和5年3月1日農林水産省指令4畜産第2409号）等の政府方針を踏まえ、国民の信頼に応えられるよう、各種手続き等のデジタル化やデジタル人材の育成・確保、海外における情報収集体制の更なる整備等に努めるとともに、以下の取組を機動的かつ効率的に実施していくこととする。

### 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画等において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

## 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

### （1）経営安定対策

#### ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

##### （ア）肉用牛交付金の交付

肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。

##### （イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

##### （ウ）肉豚交付金の交付

肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。

##### （エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

#### イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

##### （ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付

肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。

##### （イ）肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

#### ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

### （2）緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜

産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

## 2 畜産（酪農・乳業）関係業務

### (1) 経営安定対策

#### ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

##### (ア) 加工原料乳生産者補給交付金等の交付

加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

##### (イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

#### イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

##### (ア) 酪農対策

酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。

このため、補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に交付する。

##### (イ) 補完対策

酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

## (2) 需給調整・価格安定対策

### ア 指定乳製品等の輸入・売買

#### (ア) 指定乳製品等の輸入入札

生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

#### (イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し

指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡し業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

#### (ウ) 輸入バターの流通計画の公表

上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の 20 日までに、ホームページで公表する。

#### (エ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表

指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。

### イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有

と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

### (3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

## 3 野菜関係業務

### (1) 経営安定対策

#### ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

#### イ 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から20業務日以内に交付する。

#### ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等

ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

#### エ 業務内容等の公表

野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

#### オ セーフティネット対策の適切な対応

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。

#### カ 野菜農業振興事業

加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業

説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

#### 4 特産（砂糖・でん粉）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。

イ でん粉関係業務

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。

## (2) 需給調整・価格安定対策

### ア 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

### イ でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

## 5 情報収集提供業務

### (1) 情報収集の的確な実施

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。

また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。

### (2) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

### (3) 情報提供の効果測定等

情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 業務運営の効率化による経費の削減

#### (1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

#### (2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

### 2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

### 3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。

### 4 業務執行の改善

機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

## 5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

## 6 補助事業の効率化等

### (1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとともに、以下の取組を実施する。

ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

### (2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。

ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。

イ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。

ウ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から10業務日以内に承認等を行う。

エ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。

また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

### (3) 補助事業の審査・評価

補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評

価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

## 7 デジタル化の推進による業務の効率化

### (1) デジタル化の推進

業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。

なお、eMAFFの活用に当たっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。

### (2) 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。

また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。

## 8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

### 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 1 予算

#### 令和5年度～令和9年度予算

##### (1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
収入										
運営費交付金	2,465	349	2,348	3,223	2,461	762	1,922	4,437	14,743	
国庫補助金			45,986						45,986	
その他の政府交付金	425,213	174,590		50,523	50,523		1,264	872	652,462	
業務収入		141,831		245,361	205,498	39,863		2,217	389,410	
拠出金	12,499	2							12,501	
負担金			13,037						13,037	
納付金			10,916						10,916	
資金より受入	290,777	23,542	4,551					153	319,023	
借入金				416,466	397,040	19,426			416,466	
諸収入	16		71				131	1,068	1,287	
計	730,970	340,314	76,909	715,574	655,522	60,051	3,317	8,747	1,875,830	
支出										
業務経費	527,962	341,734	75,420	316,799	271,971	44,828	2,118		1,264,032	
借入金償還				395,437	380,578	14,860			395,437	
人件費	2,465	1,291	1,490	2,398	1,917	482	1,199	4,576	13,419	
一般管理費								4,080	4,080	
その他支出				803	768	35	38	87	928	
計	530,426	343,025	76,909	715,438	655,234	60,205	3,354	8,744	1,677,897	

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。  
2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額11,007百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定ルール] 別紙のとおり

## (2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	2,238	349					542	1,141	4,270
その他の政府交付金	425,213	9,138					1,264	824	436,439
拠出金	12,499	2							12,501
調整資金より受入	162,958								162,958
畜産業振興資金より受入	127,819	23,542						153	151,514
諸収入	16						131	551	698
計	730,744	33,031					1,936	2,668	768,379
支出									
業務経費	387,259	32,682					1,395		421,336
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業	270,890								270,890
畜産業振興事業費	116,369	32,682							149,051
情報収集提供事業費							1,395		1,395
肉用子牛勘定へ繰入	140,703							60	140,763
人件費	2,238	349					542	1,581	4,709
一般管理費								942	942
計	530,200	33,031					1,936	2,583	567,750

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額3,856百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定ルール] 別紙のとおり

## (3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
その他の政府交付金		165,452						48	165,500
業務収入		141,831						2,217	144,049
諸収入								0	0
計		307,283						2,266	309,549
支出									
業務経費		309,052							309,052
加工原料乳補給金等事業費		187,420							187,420
輸入乳製品売買事業費		121,632							121,632
人件費		942						606	1,548
一般管理費								1,660	1,660
計		309,994						2,266	312,260

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額1,267百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

## (4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金			2,348				576	713	3,638
国庫補助金			45,986						45,986
野菜事業負担金			13,037						13,037
野菜事業納付金			10,916						10,916
野菜生産出荷安定資金より受入			4,551						4,551
諸収入			71					489	561
計			76,909				576	1,203	78,688
支出									
業務経費			75,420				328		75,748
野菜生産出荷安定事業費			56,144						56,144
野菜農業振興事業費			19,275						19,275
情報収集提供事業費							328		328
人件費			1,490				248	713	2,451
一般管理費								484	484
計			76,909				576	1,197	78,683

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額2,022百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定ルール] 別紙のとおり

## (5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				2,461	2,461		602	1,761	4,823
その他の政府交付金				50,523	50,523				50,523
業務収入				205,498	205,498				205,498
借入金				397,040	397,040				397,040
諸収入								17	17
計				655,522	655,522		602	1,778	657,902
支出									
業務経費				271,971	271,971		253		272,224
糖価調整事業費				210,089	210,089				210,089
国庫納付金				61,882	61,882				61,882
情報収集提供事業費							253		253
借入金償還				380,578	380,578				380,578
人件費				1,917	1,917		349	1,074	3,339
一般管理費								704	704
その他支出				768	768		31	71	871
計				655,234	655,234		633	1,849	657,716

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額2,776百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定ルール] 別紙のとおり

## (6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				762		762	202	727	1,691
業務収入				39,863		39,863			39,863
借入金				19,426		19,426			19,426
諸収入								2	2
計				60,051		60,051	202	729	60,983
支出									
業務経費				44,828		44,828	142		44,970
でん粉価格調整事業費				23,962		23,962			23,962
国庫納付金				20,866		20,866			20,866
情報収集提供事業費							142		142
借入金償還				14,860		14,860			14,860
人件費				482		482	60	500	1,042
一般管理費								229	229
その他支出				35		35	6	16	58
計				60,205		60,205	209	745	61,159

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額 817 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定ルール] 別紙のとおり

## (7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	226							94	321
畜産勘定より受入	140,703							60	140,763
諸収入								9	9
計	140,929							163	141,092
支出									
業務経費	140,703								140,703
肉用子牛補給金等事業費	140,703								140,703
人件費	226							103	329
一般管理費								60	60
計	140,929							163	141,092

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額 270 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定ルール] 別紙のとおり

## 2 収支計画

### 令和5年度～令和9年度収支計画

#### (1) 総計

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	530,426	336,193	74,882	320,001	274,656	45,345	3,354	8,941	1,273,798
経常費用	530,426	336,193	74,882	319,894	274,570	45,324	3,317	8,853	1,273,567
業務経費	527,857	334,902	73,393	316,799	271,971	44,828	2,118		1,255,069
人件費	2,465	1,291	1,490	2,398	1,917	482	1,199	4,576	13,419
一般管理費								4,015	4,015
その他支出				697	683	14			697
減価償却費	105							262	366
臨時損失				106	85	21	38	87	231
国庫納付金				106	85	21	38	87	231
収益の部	530,426	333,482	74,882	299,107	258,482	40,625	3,317	8,824	1,250,039
経常収益	530,411	333,482	74,882	299,107	258,482	40,625	3,317	8,824	1,250,023
運営費交付金収益	2,465	349	2,348	3,223	2,461	762	1,922	4,437	14,743
補助金等収益	527,945	198,134	72,463	50,523	50,523		1,264	1,025	851,353
業務収入		135,000		245,361	205,498	39,863		2,217	382,579
資産見返運営費交付金戻入								69	69
資産見返補助金戻入								9	9
諸収入	1		71				131	1,066	1,270
臨時利益	16								16
過年度補助事業費返還金等	16								16
純利益（△純損失）	-	△ 2,711	-	△ 20,893	△ 16,173	△ 4,720	△ 38	△ 117	△ 23,759

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	530,200	33,031					1,936	2,668	567,835
経常費用	530,200	33,031					1,936	2,668	567,835
業務経費	387,259	32,682					1,395		421,336
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	270,890								270,890
畜産業振興事業費	116,369	32,682							149,051
情報収集提供事業費							1,395		1,395
肉用子牛勘定へ繰入	140,703							60	140,763
人件費	2,238	349					542	1,581	4,709
一般管理費								898	898
減価償却費								129	129
収益の部	530,200	33,031					1,936	2,668	567,835
経常収益	530,184	33,031					1,936	2,668	567,820
運営費交付金収益	2,238	349					542	1,141	4,270
補助金等収益	527,945	32,682					1,264	976	562,868
諸収入	1						131	551	683
臨時利益	16								16
過年度補助事業費返還金等	16								16
純利益（△純損失）	-	-					-	-	-

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部		303,163						2,266	305,428
経常費用		303,163						2,266	305,428
業務経費		302,220							302,220
加工原料乳補給金等事業費		187,420							187,420
輸入乳製品売買事業費		114,801							114,801
人件費		942						606	1,548
一般管理費								1,660	1,660
収益の部		300,452						2,266	302,717
経常収益		300,452						2,266	302,717
補助金等収益		165,452						48	165,500
業務収入		135,000						2,217	137,217
諸収入								0	0
純利益（△純損失）		△ 2,711						-	△ 2,711

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部			74,882				576	1,232	76,691
経常費用			74,882				576	1,232	76,691
業務経費			73,393				328		73,721
野菜生産出荷安定事業費			54,208						54,208
野菜農業振興事業費			19,185						19,185
情報収集提供事業費							328		328
人件費			1,490				248	713	2,451
一般管理費								466	466
減価償却費								53	53
収益の部			74,882				576	1,203	76,661
経常収益			74,882				576	1,203	76,661
運営費交付金収益			2,348				576	713	3,638
補助金等収益			72,463						72,463
諸収入			71					489	561
純利益（△純損失）			-				-	△ 30	△ 30

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				274,656			633	1,910	277,199
経常費用				274,570			602	1,839	277,011
業務経費				271,971			253		272,224
糖価調整事業費				210,089					210,089
国庫納付金				61,882					61,882
情報収集提供事業費							253		253
人件費				1,917			349	1,074	3,339
一般管理費								703	703
その他支出				683					683
減価償却費								63	63
臨時損失				85			31	71	188
国庫納付金				85			31	71	188
収益の部				258,482			602	1,839	260,923
経常収益				258,482			602	1,839	260,923
運営費交付金収益				2,461			602	1,761	4,823
補助金等収益				50,523					50,523
業務収入				205,498					205,498
資産見返運営費交付金戻入								53	53
資産見返補助金戻入								9	9
諸収入								16	16
純利益（△純損失）				△ 16,173			△ 31	△ 71	△ 16,276

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				45,345		45,345	209	761	46,315
経常費用				45,324		45,324	202	745	46,271
業務経費				44,828		44,828	142		44,970
でん粉価格調整事業費				23,962		23,962			23,962
国庫納付金				20,866		20,866			20,866
情報収集提供事業費							142		142
人件費				482		482	60	500	1,042
一般管理費								229	229
その他支出				14		14			14
減価償却費								16	16
臨時損失				21		21	6	16	44
国庫納付金				21		21	6	16	44
収益の部				40,625		40,625	202	745	41,572
経常収益				40,625		40,625	202	745	41,572
運営費交付金収益				762		762	202	727	1,691
業務収入				39,863		39,863			39,863
資産見返運営費交付金戻入								16	16
諸収入								1	1
純利益（△純損失）				△ 4,720		△ 4,720	△ 6	△ 16	△ 4,743

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	140,929							163	141,092
経常費用	140,929							163	141,092
業務経費	140,598								140,598
肉用子牛補給金等事業費	140,598								140,598
人件費	226							103	329
一般管理費								60	60
減価償却費	105								105
収益の部	140,929							163	141,092
経常収益	140,929							163	141,092
運営費交付金収益	226							94	321
畜産勘定より受入	140,703							60	140,763
諸収入								9	9
純利益（△純損失）	-							-	-

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

### 3 資金計画

#### 令和5年度～令和9年度資金計画

##### (1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	780,036	338,597	110,225	953,790	735,875	217,915	3,501	19,750	2,205,899
業務活動による支出	680,497	336,212	77,313	320,430	275,083	45,347	3,463	8,800	1,426,715
投資活動による支出								9,576	9,576
財務活動による支出	158			632,589	460,362	172,228	38	126	632,911
次期中期目標期間への繰越金	99,382	2,385	32,912	770	430	340		1,248	136,698
資金収入	780,036	338,597	110,225	953,790	735,875	217,915	3,501	19,750	2,205,899
業務活動による収入	580,896	309,940	72,358	298,792	258,030	40,761	3,317	8,652	1,273,955
投資活動による収入			17,000					9,552	26,552
財務活動による収入				653,512	476,739	176,774			653,512
前期中期目標期間よりの繰越金	199,141	28,657	20,867	1,486	1,106	380	184	1,546	251,881

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	639,099	33,050					1,966	12,650	686,765
業務活動による支出	539,664	33,050					1,966	2,569	577,249
投資活動による支出								9,326	9,326
財務活動による支出	53							18	71
次期中期目標期間への繰越金	99,382							736	100,119
資金収入	639,099	33,050					1,966	12,650	686,765
業務活動による収入	439,966	9,488					1,936	2,516	453,907
投資活動による収入								9,300	9,300
前期中期目標期間よりの繰越金	199,133	23,561					30	834	223,558

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出		305,547						2,488	308,036
業務活動による支出		303,163						2,266	305,428
次期中期目標期間への繰越金		2,385						222	2,607
資金収入		305,547						2,488	308,036
業務活動による収入		300,452						2,266	302,717
前期中期目標期間よりの繰越金		5,096						222	5,318

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出			110,225				687	1,508	112,420
業務活動による支出			77,313				687	1,279	79,279
財務活動による支出								18	18
次期中期目標期間への繰越金			32,912					210	33,122
資金収入			110,225				687	1,508	112,420
業務活動による収入			72,358				576	1,203	74,137
投資活動による収入			17,000						17,000
前期中期目標期間よりの繰越金			20,867				111	305	21,283

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				735,875	735,875		633	1,849	738,357
業務活動による支出				275,083	275,083		602	1,776	277,461
財務活動による支出				460,362	460,362		31	73	460,466
次期中期目標期間への繰越金				430	430				430
資金収入				735,875	735,875		633	1,849	738,357
業務活動による収入				258,030	258,030		602	1,777	260,409
投資活動による収入								1	1
財務活動による収入				476,739	476,739				476,739
前期中期目標期間よりの繰越金				1,106	1,106		31	71	1,208

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				217,915		217,915	215	760	218,890
業務活動による支出				45,347		45,347	208	743	46,299
財務活動による支出				172,228		172,228	6	17	172,251
次期中期目標期間への繰越金				340		340			340
資金収入				217,915		217,915	215	760	218,890
業務活動による収入				40,761		40,761	202	729	41,692
投資活動による収入								0	0
財務活動による収入				176,774		176,774			176,774
前期中期目標期間よりの繰越金				380		380	12	31	423

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	140,937							495	141,432
業務活動による支出	140,832							166	140,999
投資活動による支出								250	250
財務活動による支出	105								105
次期中期目標期間への繰越金								79	79
資金収入	140,937							495	141,432
業務活動による収入	140,929							163	141,092
投資活動による収入								250	250
前期中期目標期間よりの繰越金	8							82	90

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

#### 4 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 3 年 9 月 21 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

#### 5 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

## 別紙 運営費交付金算定ルール

### [運営費交付金の算定方法]

ルール方式を採用

### [運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金＝一般管理費＋業務経費－自己収入

一般管理費＝人件費＋その他一般管理費

人件費＝給与・報酬等＋法定福利費＋退職手当±過年度精算額

給与・報酬等＝前年度給与・報酬等× $\alpha$  1

法定福利費＝前年度法定福利費× $\alpha$  2

その他一般管理費＝（前年度その他一般管理費－前年度効率化除外経費－前年度特殊要因）× $\beta$  1× $\gamma$  1× $\delta$  1＋当年度効率化除外経費＋特殊要因

業務経費＝（前年度業務経費－前年度特殊要因）× $\beta$  2× $\gamma$  2× $\delta$  2＋特殊要因

自己収入＝前年度自己収入× $\varepsilon$

$\alpha$ ：人件費調整係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

$\beta$ ：効率化係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

$\gamma$ ：政策係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

$\delta$ ：消費者物価指数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

$\varepsilon$ ：自己収入調整係数（各年度予算編成過程において、過年度の実績を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。）

退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、当年度の退職手当額。

過年度精算額：各年度予算編成過程において、過年度における人件費の過不足額等を勘案し、当年度における具体的な額を決定。

効率化除外経費：公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費（各年度予算編成過程において具体的に決定。）

特殊要因：各年度の業務の状況に応じて増減する経費。

(注) 補給金等勘定については、運営費交付金の措置は行わないことから、上記算定ルールは適用しない。

また、畜産勘定及び肉用子牛勘定については、その他一般管理費及び業務経費の措置は行わない。

[注記] 中期計画予算を試算する上での前提条件

令和5年度は概算決定額、令和6年度以降は以下を前提条件として試算。

1.  $\alpha 1$  (給与・報酬等の人件費調整係数) については、期間中1.00と推定。
2.  $\alpha 2$  (法定福利費の人件費調整係数) については、期間中1.00と推定。
3.  $\beta 1$  (その他一般管理費の効率化係数) については、削減目標を踏まえ、期間中0.97と推定。
4.  $\beta 2$  (業務経費の効率化係数) については、削減目標を踏まえ、期間中0.99と推定。
5.  $\gamma$  (政策係数) については、期間中1.00と推定。
6.  $\delta$  (消費者物価指数) については、期間中1.00と推定。
7.  $\varepsilon$  (自己収入調整係数) については、期間中1.00と推定。

#### 第4 短期借入金の限度額

##### 1 運営費交付金に係る短期借入金

運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。

##### 2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金

国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。

##### 3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金

でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。

#### 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。

また、所有する職員宿舎を7戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。

#### 第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし

#### 第7 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

## 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1 ガバナンスの強化

#### (1) 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。

#### (2) コンプライアンスの推進

機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

### 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

#### (1) 職員の人事に関する方針

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。

また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。

#### (2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。

〔参考〕

中期目標期間中の人件費総額見込み 11,007百万円

#### (3) 業務運営能力等の向上

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。

ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。

イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした部門別研修（会計事務職員研修、衛生管理者養成研修、海外派遣研修等）の専門別研修を実施する。

ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、デジタル人材育成研修（情報ネットワーク維持管理研修等）の実施等デジタル人材の育

成を図るための取組を推進する。

- エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。

### 3 情報公開の推進

#### (1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

#### (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

##### ア 畜産関係業務、野菜関係業務

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度 9 月末までに公表する。

##### イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務

特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。

##### ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進

畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。

#### エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進

畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。

また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。

### 4 消費者等への広報

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的にわかりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。

#### (1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討

消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の見直しを検討する。

#### (2) ホームページ等での情報提供の推進

アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。

#### (3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催

消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。

### 5 情報セキュリティ対策の向上

#### (1) 情報セキュリティ対策の向上

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

#### (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備

農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ

上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

## 6 施設及び設備に関する計画

予定なし

## 7 積立金の処分に關する事項

畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

## 8 長期借入れを行う場合の留意事項

機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。